

参考

- 財産上の利益の保護について
- 措置入院患者の引き取り等について

成年後見制度について

概要

- 本制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な者の権利擁護制度。
- 高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、**自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和**を図ることを目的として、旧民法における禁治産制度及び準禁治産制度を改めたもの。
※「民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)」による。
- 法定後見制度と任意後見制度に分けられる。
- 法定後見制度には、本人の事理弁識能力の程度により、後見、保佐、補助の3種類がある。
※審判の申立てから審判の確定までに要する期間は、おおむね4か月程度(個々の事案により異なる)。

成年後見人等を選任される者

- 本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任(父母等親族が選任される場合もある)。
- 本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合がある。
- 成年後見人等を複数選ぶことも可能。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもある。

(注) 法務省ホームページによる。

法定後見制度の概要

	後 見	保 佐	補 助
対象者	判断能力が欠けているのが通常の状態の者	判断能力が著しく不十分な者	判断能力が不十分な者
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など 市町村長(注1)		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為 (注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定法律行為」 (民法13条1項所定の行為の一部) (注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	民法13条1項所定の行為 (注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定法律行為」 (民法13条1項所定の行為の一部) (注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定法律行為」 (注1)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定法律行為」 (注1)

※法務省ホームページによる。

(注1) 本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同様。

(注2) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられている。

(注3) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることが可能。

(注4) 日常生活に関する行為は除かれる。

民法第13条1項に定められた事項

(保佐人の同意を要する行為等)

第十三条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- 一 元本を領収し、又は利用すること。
- 二 借財又は保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。)をすること。
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 九 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。

手続の流れ



精神障害者の財産管理等に係る行為について

	欠けている	判断能力			やや不安がある	十分にある
		著しく不十分	不十分			
日常的な買い物のための金銭管理	○代理権 ×取消権	○本人の同意と審判により代理権付与の可能性あり ×同意権・取消権なし				
年金及び手当等の受領に必要な手続き	○代理権	○本人の同意と審判により代理権付与の可能性有				
年金証書、通帳、権利書等の預かり	○代理権	○本人の同意と審判により代理権付与の可能性有				
重要でない財産の処分をすること	○代理権 ○取消権	○本人の同意と審判により代理権付与の可能性あり ×同意権・取消権				
預金の払い戻し、解約、預け入れ	○代理権 ○取消権	○本人の同意と審判により代理権付与の可能性あり ○同意権・取消権	○本人の同意と審判により代理権付与の可能性あり ○本人の同意と審判により同意権・取消権付与の可能性あり			
不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること	○代理権 ○取消権 (居住用不動産の処分・解約は家裁の許可が必要)	○本人の同意と審判により代理権付与の可能性あり ○同意権・取消権	○本人の同意と審判により代理権付与の可能性あり ○本人の同意と審判により同意権・取消権付与の可能性あり			
その他、民法第13条1項に定められた事項	○代理権 ○取消権	○本人の同意と審判により代理権付与の可能性あり ○同意権・取消権	○本人の同意と審判により代理権付与の可能性あり ○本人の同意と審判により同意権・取消権付与の可能性あり			

日常生活自立支援事業

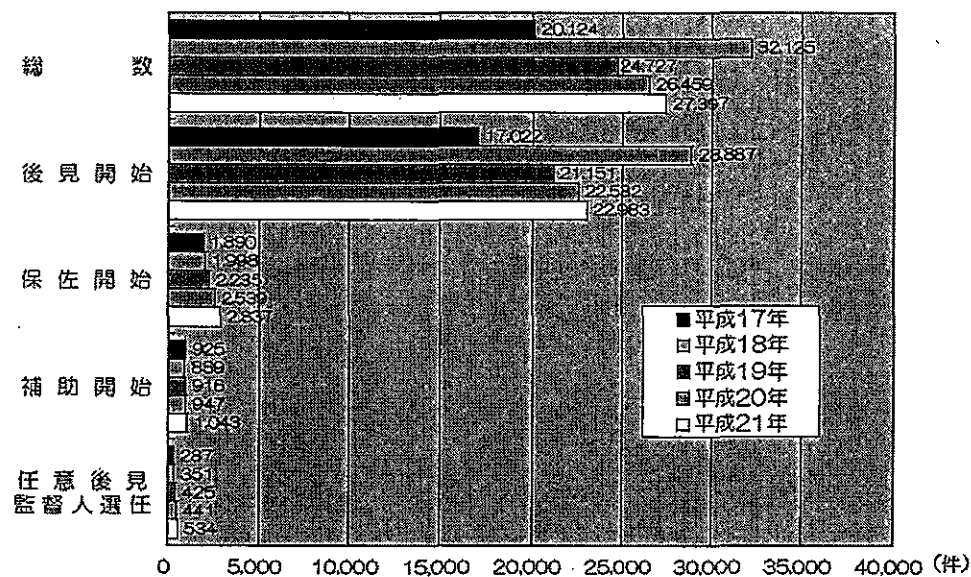
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業はそれぞれの要件を満たせば併用することが可能。
- 成年後見制度の各類型の審判は家庭裁判所の判断にゆだねられている。家庭裁判所において審理したところ、本人の判断能力の状況が申立人の見込みより重度あるいは軽度である場合、申立人に申立ての趣旨の変更等を促すことになる。

保護者等による支援の位置付け

	欠けている	判断能力			やや不安がある	十分にある
		著しく不十分	不十分			
日常的な買い物のための金銭管理	○本来的には後見制度の利用が必要 ○本人の意思確認は困難であるが、善意に基づいて本人の生活を支えるために行われていることが多い	○本人の意思に基づいていれば特段の問題はないが、本人の不利益といえるような行為を予防することが必要な場合には、成年後見制度の利用も可能	○本人の意思に基づいて行われていれば、通常は問題は顕在化しない。 ○本来は後見制度を利用することが望ましい			○本人の意思に基づいて行われていれば特段の問題なし
年金及び手当等の受領に必要な手続き						
年金証書、通帳、権利書等の預かり						
重要でない財産の処分をすること						
預金の払い戻し、解約、預け入れ						
不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること						
その他、民法第13条1項に定められた事項						

成年後見関係事件の概況 —平成21年1月～12月—

過去5年における申立件数の推移



(注1) 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

(注2) 平成21年1月から同年12月までの任意後見契約締結の登記は合計7,809件であり、平成12年4月から平成21年12月までの登記件数累計は40,792件である(法務省民事局による。)

※ 裁判所HPより

成年後見制度利用支援事業の概要

1 趣 旨

介護保険サービス、障害者福祉サービスの利用等の観点から、認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行うものである。

2 事業内容

保険者、市町村が次のような取り組みを行う場合に、国として補助を行う。

(1) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

① 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布

② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催

③ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介等

(2) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

① 対象者

介護保険サービス又は障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身よりのない重度の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者であって、市町村が、老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条又は精神保健福祉法第51条の11の2の規定に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める事案等において、後見人の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められるもの

② 助成対象経費

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人の報酬の一部等

3 事業実施状況

	<高齢者関係>	<知的障害者・精神障害者>
平成13年4月1日現在	179市町村	
平成14年4月1日現在	343市町村	
平成15年4月1日現在	551市町村	
平成16年4月1日現在	616市町村	
平成17年4月1日現在	600市町村	
平成18年4月1日現在	759保険者	
平成19年4月1日現在	846保険者	504市町村
平成20年4月1日現在	869保険者	560市町村
平成21年4月1日現在	977保険者	686市町村
平成22年4月1日現在	1,028保険者	704市町村

（保険者数1,587の64.8%） （市町村数1,750の40.2%）

※平成17年度まで国庫補助事業（高齢者・障害者関係両方対象）

高齢者関係は、平成18年度から市町村において、保険料を財源とした地域支援事業の中の任意事業として実施。

知的・精神障害者関係は、地域生活支援事業費補助金で別途対応。

4 事業創設年度

平成13年度

（平成14年度から知的障害者、平成18年10月から精神障害者を加える）

成年後見制度利用支援事業

【概要】

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る。

【地域生活支援事業費補助金】

【実施主体】

市町村(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる。)

【対象者】

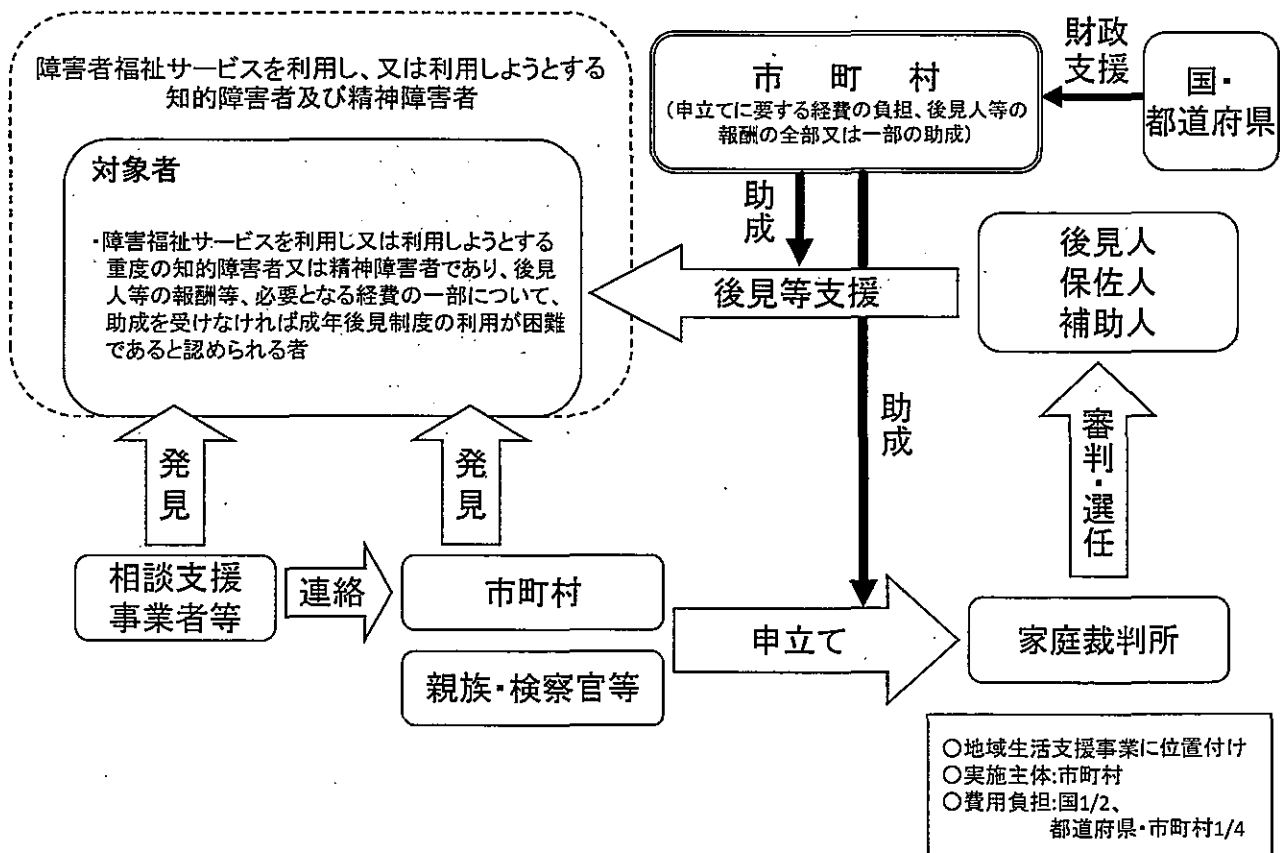
障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者。

【事業の具体的内容】

成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

平成24年4月1日から、市町村の地域生活支援事業の必須事業化

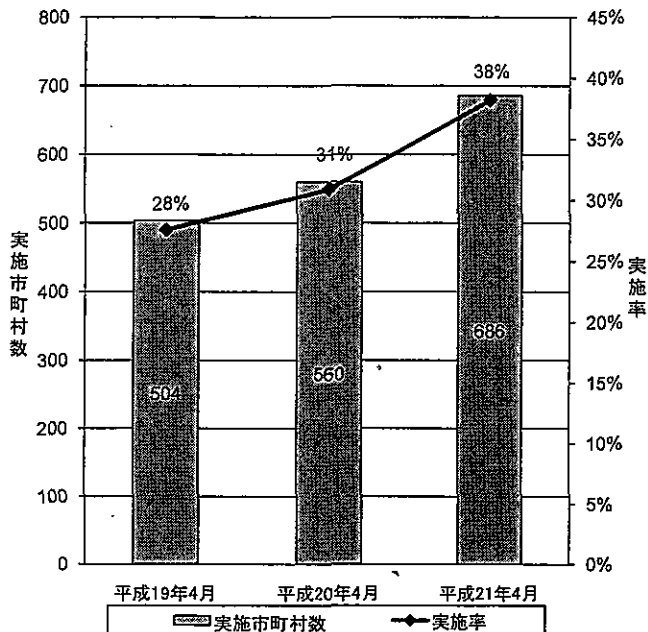
成年後見制度利用支援事業



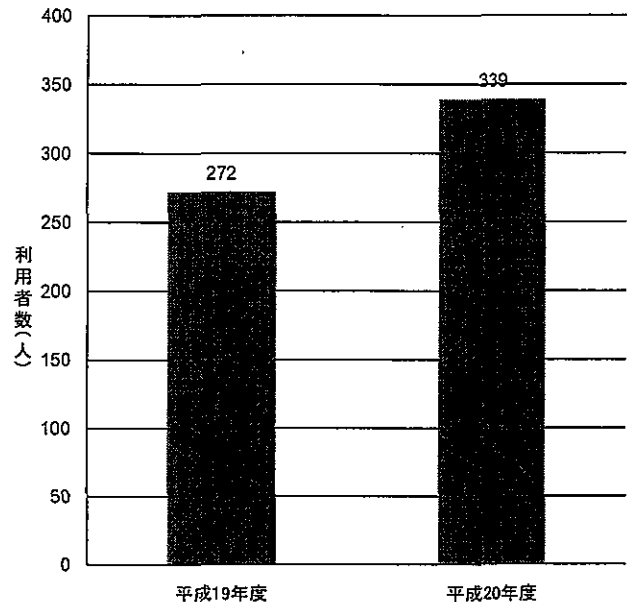
成年後見制度利用支援事業の実施状況について

- ◆ 成年後見制度利用支援事業の実施市町村数、利用者数ともに増加している。

《成年後見制度利用支援事業実施市町村数》



《成年後見制度利用支援事業利用者数》



(出典)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ

平成22年11月30日社会保障審議会介護保険部会
『介護保険の見直しに関する意見』より抜粋

Ⅲ 介護保険制度の見直しについて

1. 要介護高齢者を地域全体で支えるための体制の整備(地域包括ケアシステムの構築)

~~~~~(略)~~~~~

#### (6) 認知症を有する人への対応

(現状とこれまでの対応)

~~~~~(略)~~~~~

○ 高齢者の権利擁護に関しては、家族や介護サービス従事者等による虐待防止等の取組の推進、地域包括支援センターによる権利擁護事業の推進、都道府県による権利擁護相談・支援体制の構築が図られるとともに、成年後見制度の利用に関する支援の実施が行われてきたところである。

○ 認知症を有する人を支援するための国の補助金事業に関しては、自治体が可能な限り裁量をもちつつ事業を実施できるようにすべきとの意見がある一方、自治体間で取組の差が大きいとの指摘がある。

(今後の対応)

~~~~~(略)~~~~~

○ 認知症高齢者や独居高齢者の増加を踏まえると、日常生活に関わりの深い身上監護(介護サービスの利用契約の手助け等)に係る成年後見の必要性が高まることが予想されるが、平成21年における成年後見関係事件の申立件数は約27,000件にとどまっている。今後は弁護士などの専門職後見、社会福祉協議会などの法人後見、日常生活自立支援事業に加え、身上監護を中心に、研修を受けた市民後見人が高齢者を支援できるよう、総合的な権利擁護の体制整備を支援していくことが必要である。



# 市民後見人について

市民後見人については、その定義や所掌範囲が明確ではないが、研究会報告書等において以下のとおり示されている。

- ・日本成年後見学会作成「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」  
平成18年度報告書より

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者

- ・「成年後見制度の現状の分析と課題の検討」 成年後見制度研究会報告書より

市民後見人については、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効である。

- ・筑波大学 上山教授 「実践 成年後見 2009.1」より

市民後見人に委嘱する事案としては、難易度の低い事案、たとえば具体的には「日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案」が一般的に想定されている。

《第30回社会保障審議会介護保険部会資料》

## 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の概要

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

### 1 医療と介護の連携の強化等

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
- ② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設。
- ④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤ 介護療養病床の廃止期限(平成24年3月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)

### 2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ② 介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成24年4月実施予定)を延期。
- ③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

### 3 高齢者の住まいの整備等

- ① 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。
  - ② 社会医療法人による特別養護老人ホームの開設を可能とする。
- ※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進(高齢者住まい法の改正)

### 4 認知症対策の推進

- ① 市民後見人の育成及び活用など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ② 市町村の介護保険事業計画において地域の实情に応じた認知症支援策を盛り込む。

### 5 保険者による主体的な取組の推進

- ① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

### 6 保険料の上昇の緩和

- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

#### 【施行日】

1⑤、2②については公布日施行。その他は平成24年4月1日施行。

# 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）【案】抄

## （後見等に係る体制の整備等）

第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

## 認知症対策の推進について

### ○ 市民後見人の活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

※1 「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の高齢者の推計 208万人（平成22年）→ 323万人（平成37年）

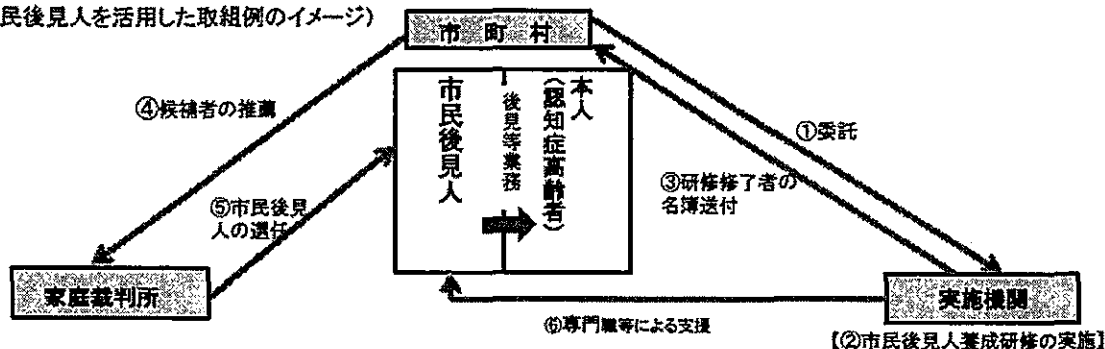
※2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向（平成21年 27,397件）

そのうち首長申立の件数 1,564件（平成19年度）→ 1,876件（平成20年）→ 2,471件（平成21年）

### ○ 認知症に関する調査研究の推進

国、地方公共団体は、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進等に努めることとする。

（市民後見人を活用した取組例のイメージ）



【介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律資料(老健局)】

# 日常生活自立支援事業について

## <目的>

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する。

## <実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。平成21年度末現在の基幹的社協等は748カ所。

## <対象者>

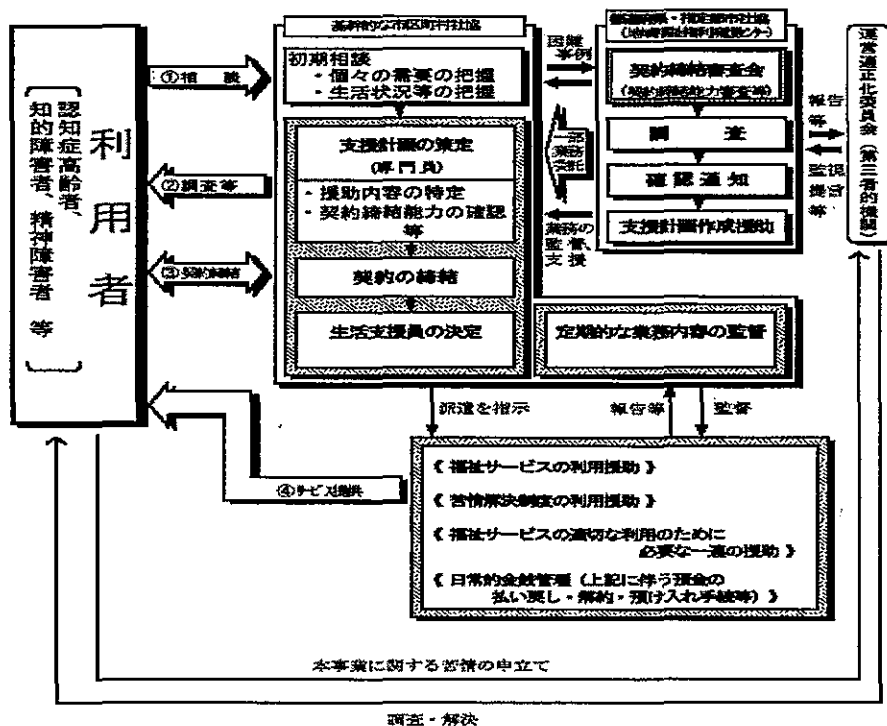
判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。\*平成21年度末実利用者数(3月末時点の実数)は、31,968人。

## <援助内容>

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的金銭管理等を実施。(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

## 日常生活自立支援事業の実施方法



## これからの地域福祉のあり方に関する検討会報告書(抜粋)

### VI. 既存施策の見直しについて

~~~~~《中略》~~~~~

2. 個別の既存施策の検証、見直し

○ それぞれの既存施策について、以下、現状と課題について整理するとともに、これからの見直しの方向を「今後の論点」として掲げた。

~~~~~《中略》~~~~~

#### (5) 福祉サービス利用援助事業

##### (現状)

○ 福祉サービス利用援助事業は、2000年(平成12年)の介護保険制度の導入や、社会福祉事業法等の改正により、福祉サービスが措置から利用へと移行する中で、利用者の利益の保護を図る仕組みの一環として、第二種社会福祉事業に規定された。

○ あわせて、全国どこでも対応できる仕組みが必要であること、適正に実施するための一定の組織管理・財務体制を確保している必要があること、等の理由から、都道府県社会福祉協議会に、

(1) 都道府県の区域内においてあまねく実施されるために必要な事業

(2) 当該事業に従事する者の資質の向上のための事業

(3) 当該事業に関する普及及び啓発の実施

を義務づけた。

○ この事業の実施を全国的に確保するため、1999年(平成11年)10月から、「地域福祉権利擁護事業」(2007年度(平成19年度)から「日常生活自立支援事業」)の名称で、都道府県社会福祉協議会を実施主体とした国庫補助事業を開始し、現在に至っている。

○ 本事業は、判断能力の不十分な人であっても福祉サービスの利用が適切に利用できるよう支援し、これに伴う日常的金銭管理を行う仕組みである。したがって、利用者は、判断能力が不十分なため制度があってもそれを活用できず、自ら問題解決に向かうことが難しい人々であり、その人たちの福祉サービス利用支援のため、相談の受付・アセスメント・関係機関との調整・支援計画の作成、等の一連の相談支援を行う常勤の専門員(原則として社会福祉士)が置かれることになっている。

#### ○ 本事業の現状をみると、

(1) 直接の目的である福祉サービス等の利用援助だけでなく、生活上の相談支援や見守りの機能も果たしており、幅広い生活課題に対応している。

(2) 専門員が、公的な福祉サービスの利用を調整することで、公的な福祉サービスが一体的に提供される

(3) 利用者の状態変化に対応して、成年後見制度につなぐことにより、公的な福祉サービスを切れ目なく提供するという点で、自力では問題解決に向かうことが困難な人に対し、その生活を見守るとともに、専門的な支援に適切につなぐ上で一定の役割を果たしている。

#### (課題)

○ このように本事業は、地域の要援護者に対し、幅広く相談支援を行う事業としての意義をもっているが、

(1) 相談件数、利用契約者は年々増加してきたものの、2006年度(平成18年度)末の実利用者数は、2.2万人に過ぎず、想定される対象者の6.5%に過ぎない、

(2) 社会福祉協議会ごとの取組みの差が大きく、最も利用人員が多い社会福祉協議会と最も少ない社会福祉協議会とは、14倍の開きがある。

といった問題点があり、本事業が地域で十分に活用されているとはいえない。

○ また、ニーズの発掘の点からは、現在都道府県社会福祉協議会の事業として行われているため、市町村レベルで発掘されたニーズがこの事業につながりにくい、という問題点がある。

#### (今後の論点)

○ 本事業は、判断能力が不十分でサービス利用の能力に欠ける者への支援であり、そのような者の多くは自分から問題解決に向かえるような状態にはないため、身近な住民によって発見されたニーズが本事業につながる事が重要であり、本事業の対象や意義を改めて明確にすることが必要ではないか。

○ また、本事業が住民の地域福祉活動を支援する事業としてより積極的に活用されるよう、

(1) 福祉サービスの利用や行政手続にとどまらず、判断能力の不十分な者の相談支援ニーズに応じることを重視することにより、要支援者の生活を継続的に支援する仕組みとすること、

(2) 現在、都道府県社会福祉協議会の事業として行われているが、本事業の利用者が特に今後地域福祉において支援が必要な人々であることを踏まえると、市町村のレベルできめ細かく実施すること

等を検討する必要があるのではないかと。

# 平成22年度予算

(セーフティネット支援対策等事業費補助金 240億円の内数)

## ○日常生活自立支援事業の拡充

- ・基幹的社協数 178か所増  
(605か所→783か所(全ての市部))
- ・契約前相談業務の評価  
(専門員が行う契約に至らない相談業務も対象となる)
- ・成年後見利用支援業務の評価  
(専門員が行う成年後見利用支援業務も対象となる)

(社会援護局 地域福祉課資料)

# 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

## ○ 地域移行支援

施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要。

→ 現行の「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」(補助金)で行われているもの(地域移行推進員の活動)と同様の事業を個別給付に。

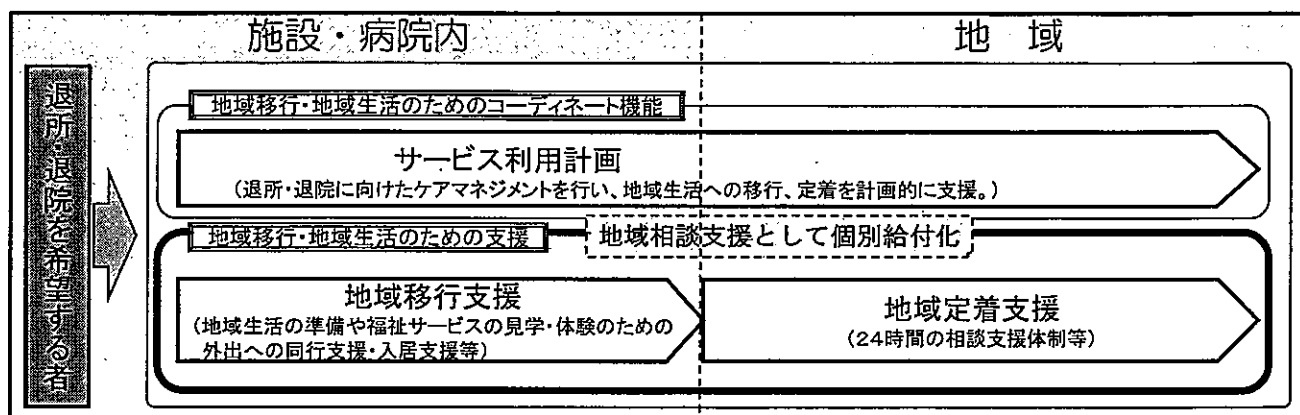
## ○ 地域定着支援

居宅で一人暮らししている者については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。

→ 現行の「居住サポート事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

※ 地域移行支援・地域定着支援を担う「一般相談支援事業者」の指定は、都道府県が行う。

※ 施行(平成24年4月1日)の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者」とみなす。



## 「障害者」の相談支援体系

現行

見直し後

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村／指定特定・一般相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

サービス等利用計画

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)  
・サービス利用計画の作成  
・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者

※事業者指定は、市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)  
・サービス利用支援  
・継続サービス利用支援

・支給決定の参考  
・対象を拡大に拡大

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

地域移行支援・地域定着支援

○精神障害者地域生活支援特別対策事業(補助金)  
(都道府県／指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)

○居住サポート事業(補助金)  
(市町村／指定相談支援事業者等に委託可)

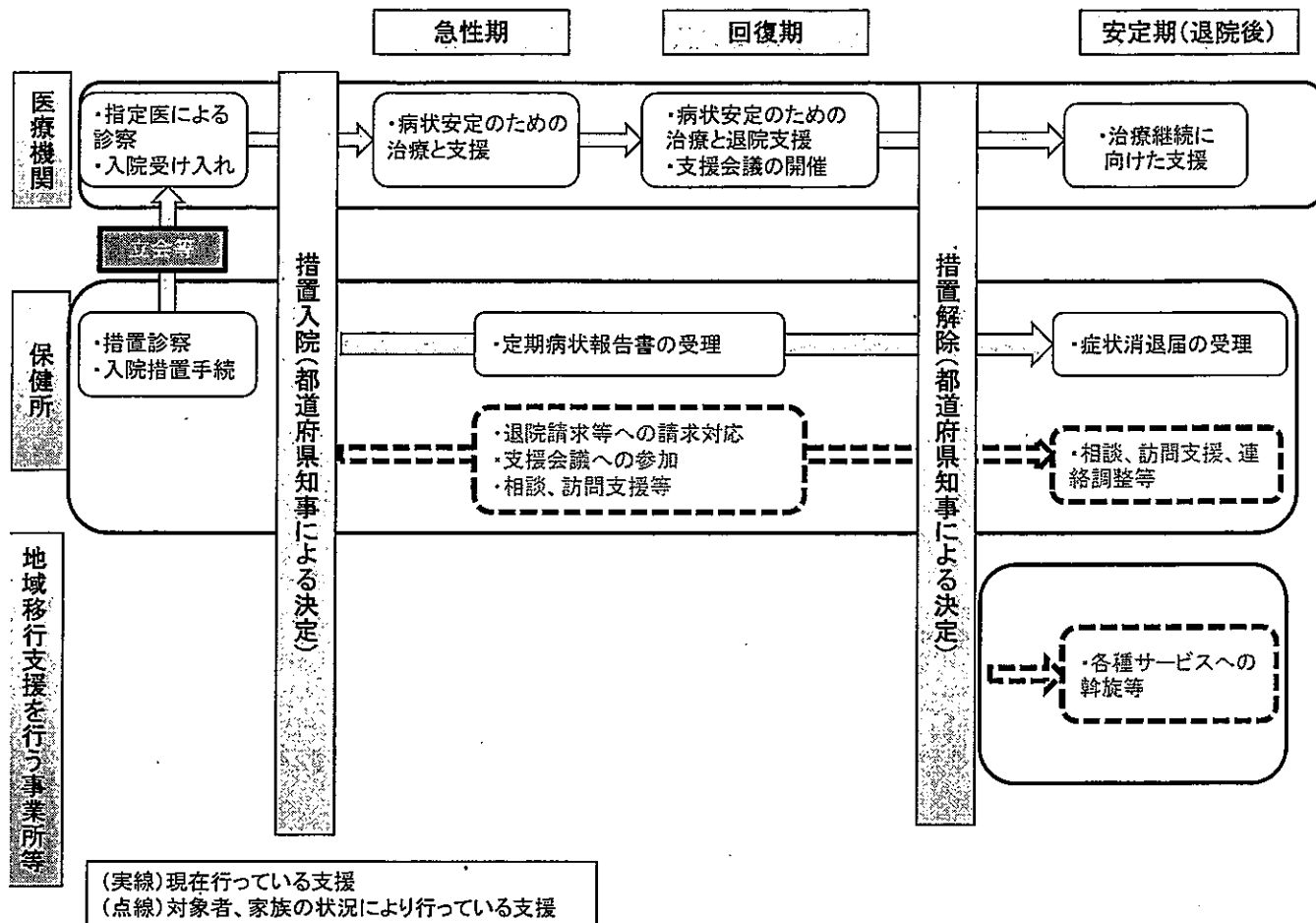
指定一般相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

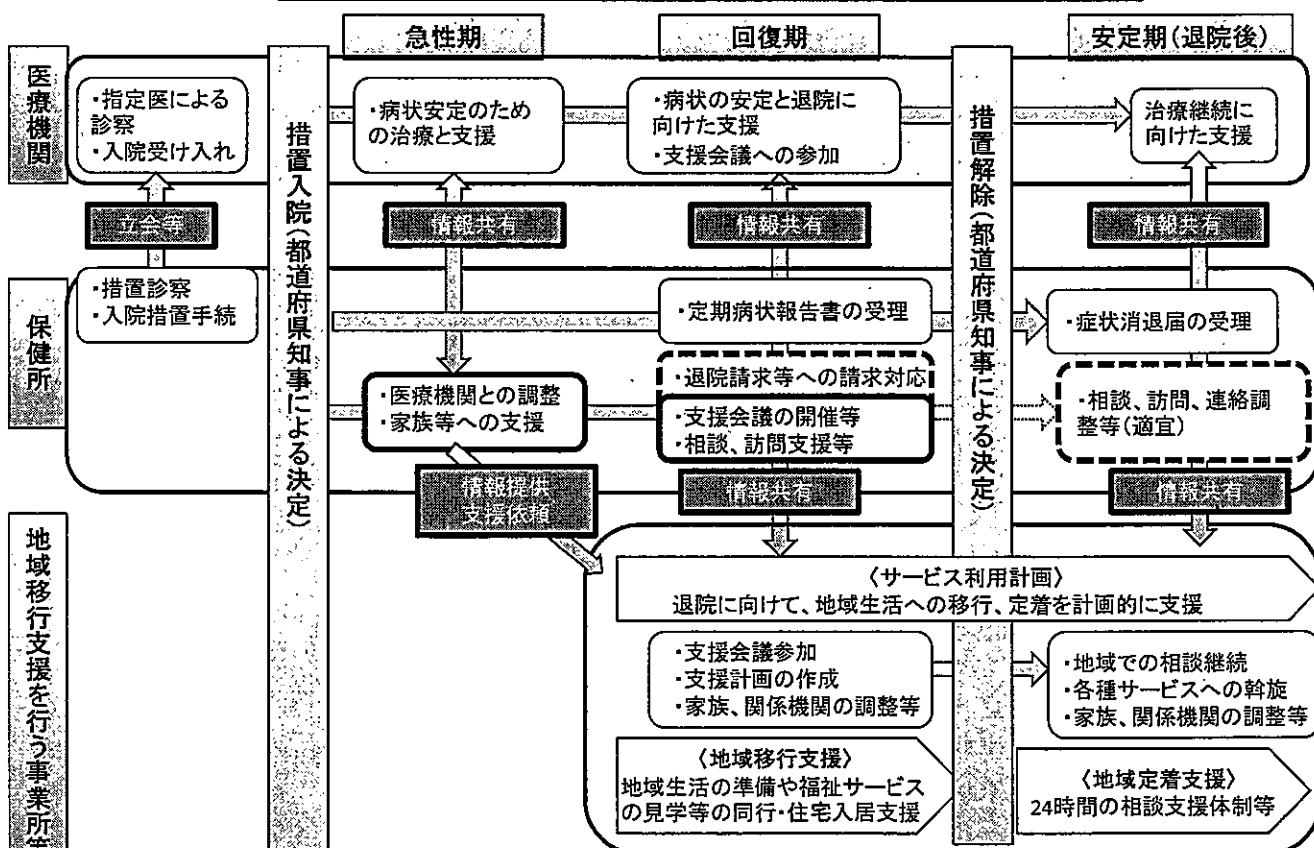
○地域相談支援(個別給付)  
・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)  
・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

# 1 措置入院に係る退院支援の現状



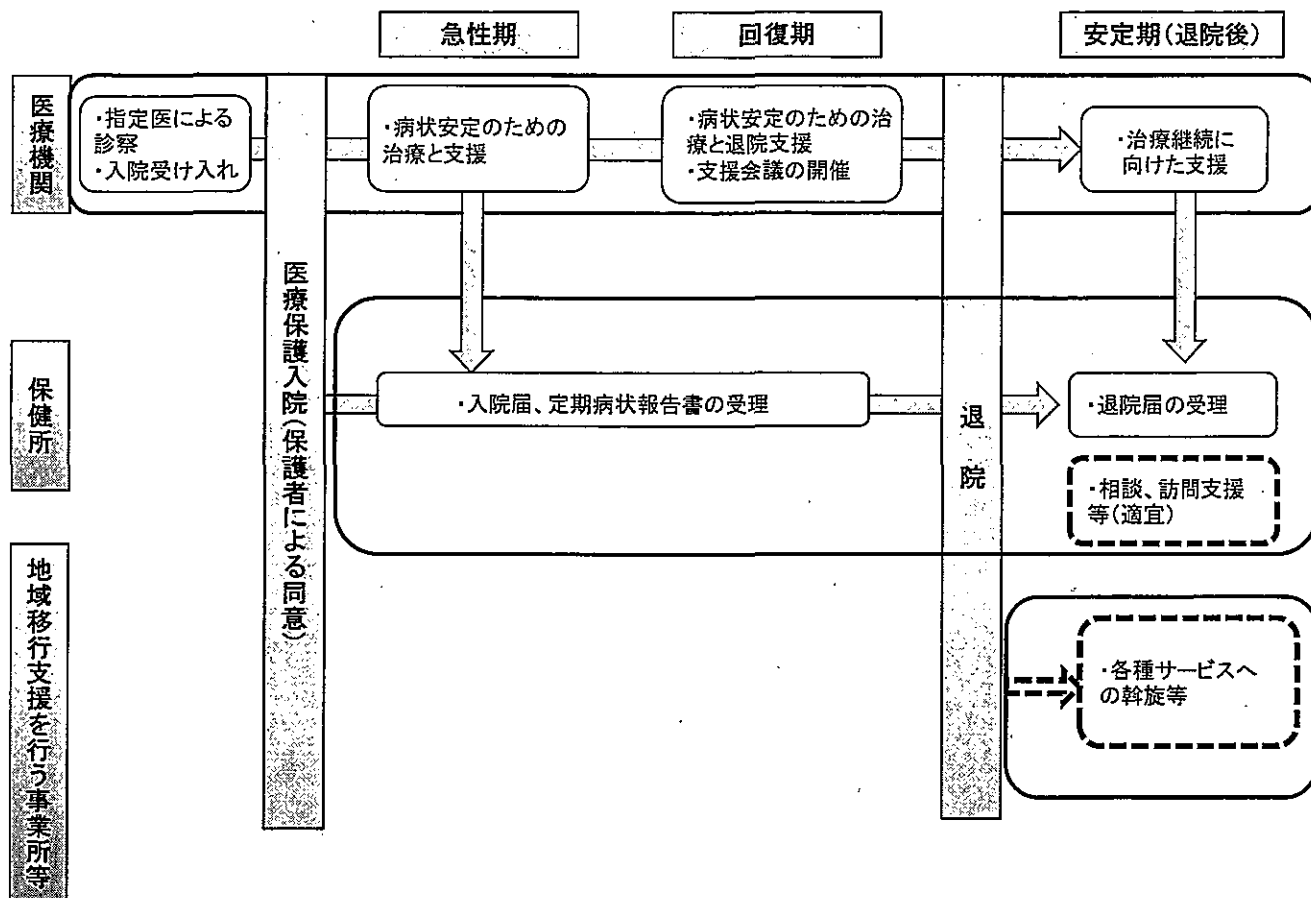
# 2 措置入院に係る退院調整の方向性(イメージ案)



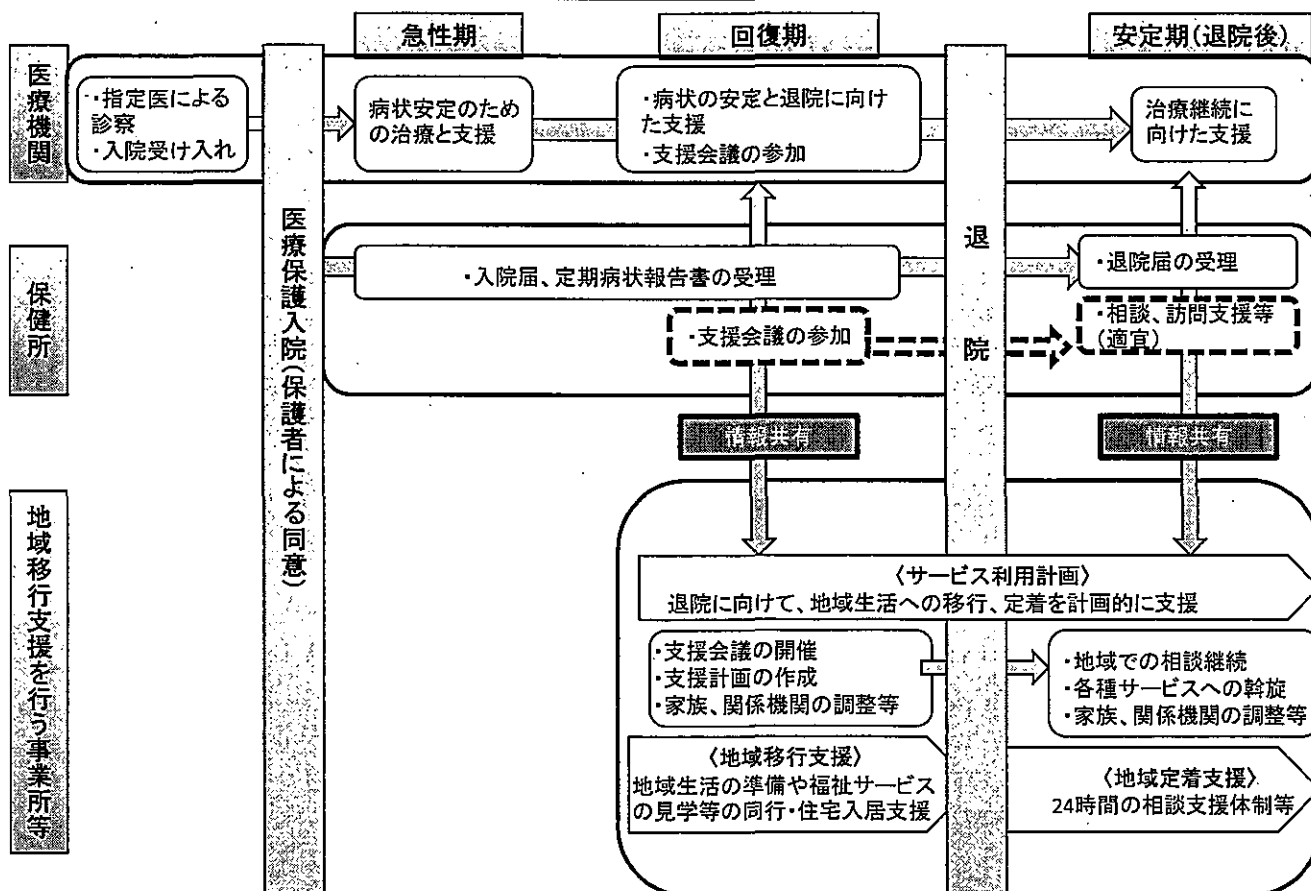
※サービス利用計画、地域移行支援・地域定着支援については障害者自立支援法に基づく自立支援給付(平成24年4月～)となり、相談支援専門員(PSW資格者等)等が対応。利用者の希望に応じて活用する。



### 3 医療保護入院に係る退院支援の現状



### 4 医療保護入院に係る退院調整の方向性(イメージ案)



## 5 都道府県別措置入院者数(精神・障害保健課調べ)

(平成19年6月30日時点で措置入院中の患者数)

